

2021年5月24日

各 位

会 社 名 セーラー広告株式会社
代 表 者 代表取締役社長 村上 義憲
(コード 2156 東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 執行役員総務局長 西分 太郎
(電話 087-825-1156)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年3月1日付「組織変更および人事異動に関するお知らせ」に記載のとおり、本日の取締役会において、2021年6月24日開催予定の第70回定時株主総会において承認可決されることを条件として監査等委員会設置会社へ移行することを改めて確認するとともに、監査等委員会の移行に必要な規定の制定等を主とした「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

- ① 当社は、これまで監査役会設置会社として取締役会の監査・監督に努めてまいりましたが、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査等委員に取締役会における議決権を付与することにより、取締役会の監査・監督機能の一層の強化を図ってまいります。
- ② 取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任することにより、監督機能と業務執行の分離を図ることで、迅速な意思決定を実現し、業務執行の機動性向上を図ってまいります。

(2) 移行の時期

2021年6月24日開催予定の第70回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任することにより、迅速な意思決定を実現することによって、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化と持続的な成長による企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに、監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の整備を図るための変更を行います。
- ② 取締役が職務の執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定を新設いたします。また、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、規定を新設いたします。なお、当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- ③ 当社は、将来的に機動的な配当政策を実施できるよう、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことができる旨の規定を新設いたします。これに伴い、取締役会の決議に基づく市場取引等による自己株式の取得および中間配当は、同規定に基づいて可能となることから、内容が重複する第8条および第42条を削除いたします。
- ④ その他、上述の各変更に伴う字句の修正、条数および号数の修正等、所要の変更を行います。

(2) **変更の内容**

変更内容は別紙のとおりです。

(3) **日 程**

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月24日（予定）
定款変更の効力発生日	2021年6月24日（予定）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p>
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p>	<p>(機関)</p>
<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p>	<p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p>
<p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第二章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第二章 株式</p>
<p>第6条～第7条 (条文省略)</p>	<p>第6条～第7条 (現行どおり)</p>
<p>(自己の株式の取得)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第9条～第10条 (条文省略)</p>	<p>第8条～第9条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第三章 株主総会</p>
<p>第11条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第10条～第16条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="248 226 783 331"><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="424 376 523 405">(新 設)</p> <p data-bbox="424 488 523 517">(新 設)</p> <p data-bbox="181 748 523 777">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="165 786 783 853">第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="248 898 783 1039">2. 取締役会は、その決議によって取締役社長、取締役副社長、取締役会長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="181 1122 552 1151">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="165 1160 552 1189">第 22 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="248 1198 783 1339">2. 代表取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="181 1384 443 1413">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="165 1422 783 1563">第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="248 1572 783 1675">2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="181 1720 443 1749">(取締役会の決議方法)</p> <p data-bbox="165 1758 552 1787">第 24 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="424 1870 523 1899">(新 設)</p>	<p data-bbox="1066 226 1165 255">(削 除)</p> <p data-bbox="893 376 1428 517">2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="893 526 1428 712">3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="826 748 1168 777">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="810 786 1428 891">第 20 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="893 900 1428 1086">2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長、取締役副社長、取締役会長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="826 1122 1197 1151">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="810 1160 1212 1189">第 21 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="893 1198 1428 1339">2. 代表取締役社長に差し支えがあるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="826 1384 1088 1413">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="810 1422 1428 1563">第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="893 1572 1428 1675">2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="826 1720 1088 1749">(取締役会の決議方法)</p> <p data-bbox="810 1758 1212 1787">第 23 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="826 1832 1197 1861"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p data-bbox="810 1870 1428 2056">第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 第 23 条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>
<p>第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、報酬等の額には、<u>使用人兼務取締役の使用人分の給与は含めない。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 28 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第五章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 28 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u> 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会)</u> 第 32 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第 34 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> 第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第五章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 29 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第 31 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第 32 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第六章 会計監査人</p>	<p>第六章 会計監査人</p>
<p>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第 34 条～第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第七章 計 算</p>	<p>第七章 計 算</p>
<p>第 40 条 (条文省略)</p>	<p>第 37 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第 41 条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第 39 条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p><u>(中間配当の基準日)</u></p> <p><u>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第 43 条 (条文省略)</p>	<p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 40 条 (現行どおり)</p>

以 上